市税のあらまし

市民税

市民税は、一般に県民税と併せて住民税と呼ばれ、住んでいる地域の費用を住民に負担していただくもので、個人が負担する個人の市民税と会社などが負担する法人の市民税があります。市民税には均等の税額によって納める均等割と個人の所得に応じて納める所得割（会社などの場合には法人税割といいます。）があります。

個人市民税

個人市民税は均等割と所得割があり、県民税と併せて課税します。

●納めていただく方

（1）市内に住んでいる個人……均等割と所得割

（2）市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている個人で、市内に住んでいない方……均等割

（注）1　個人の市民税は、県民税と併せて納めます。

2　市内に住んでいるかどうか、また、家屋敷を持っているかどうかは、その年の１月１日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

●納めなくてよい方

（1）生活保護法によって生活扶助を受けている方（医療扶助や教育扶助など生活扶助以外のみを受けている方は該当しません。）

（2）障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が、135万円以下であった方

●税額の計算方法

（1）均等割……年額 5,000 円（市民税 3,500 円、県民税 1,500 円）

※平成２６年度から令和５年度までに限り、市民税及び県民税の各均等割額に 500 円(復興特別税)加算した金額となっています。

※令和６年度以降は、森林環境税が、個人住民税均等割と併せて１人年額１,000 円課税されます。

（2）所得割

次の表のように計算されます。

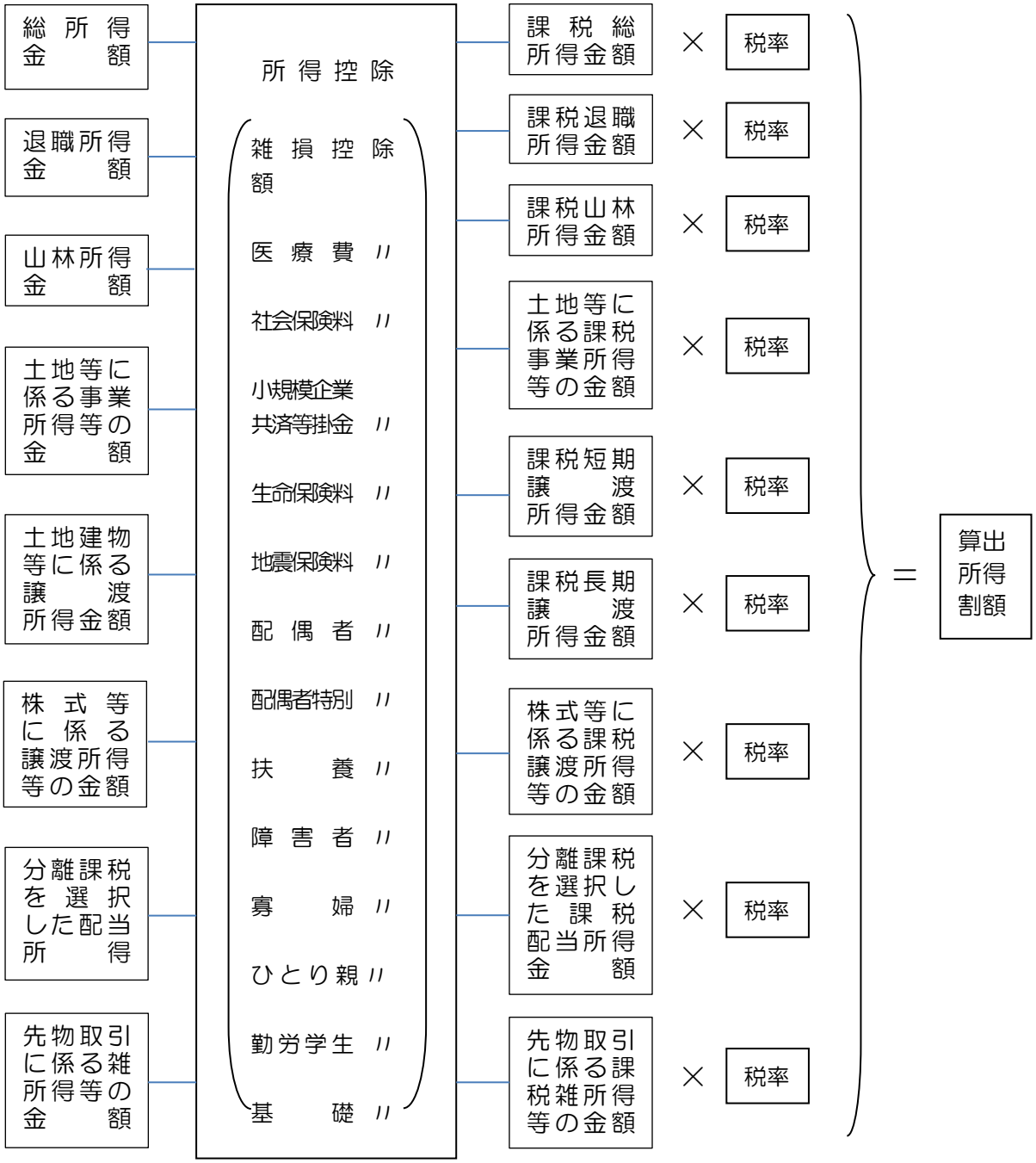

算出所得割額 － 税額控除額 － 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 ＝ 市・県民税の所得割額

（調整控除
配当控除
外国税額控除
住宅借入金等特別税額控除
寄附金税額控除）

●所得金額

所得割の税額計算の基礎は、所得金額です。この場合の所得の種類は、所得税と同じく10種類で、その金額は、一般に収入金額から必要経費等を差し引くことによって算定されます。なお、個人住民税は、前年中の所得を基礎として計算されますので、例えば、令和5年度の住民税においては、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の所得金額が基礎となります。所得金額の計算方法は次の表のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金の利子など	収入金額 ＝ 利子所得の金額
配当所得	株式、出資金に対する利益の配当など	収入金額 － 株式などの元本の取得に要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 － 必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額 － 必要経費
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額 － 給与所得控除額
譲渡所得	土地などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額 －（取得費＋譲渡費用）－ 譲渡所得の特別控除額
一時所得	生命保険などの満期返戻金、賞金など	収入金額 － 必要経費 － 一時所得の特別控除額
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	・公的年金等の収入金額 － 公的年金等控除額 ・公的年金等以外の収入金額 － 必要経費
退職所得	退職金、退職手当など	（収入金額 － 退職所得控除額）×1／2 （1／2を乗じる措置は、勤続年数5年以下の法人役員等は適用外、また法人役員等以外の人で、勤務年数5年以下の場合は、退職金等の額から退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分は適用外）
山林所得	山林や立木を売った場合に生じる所得	収入金額 － 必要経費 － 山林所得の特別控除額

（備考）

1　収入金額

収入金額は、その年において収入すべきことの確定した金額であり、その収入の基因となった行為が適法であるかどうかを問いません。適法でない行為から生じた収入であっても、現に経済的成果が生じている限り収入金額となります。

2　必要経費

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、収入金額から差引くことができる必要経費は、これらの所得の収入金額に対応する売上原価その他収入金額を得るために直接要した費用の額及びその年の販売費、一般管理費その他業務上の費用の額とされています。また、家内労働者等の方には、最低55万円の必要経費が認められます。

●所得控除額

個人住民税は、納める方それぞれ個人的な事情があります。そのため、配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、その納税者の実情に応じた一定の金額を控除しています。このような控除をまとめて所得控除といいます。計算方法は次の表のとおりです。

控除の種類	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ・損失の金額－保険金等により補塡された金額－（総所得金額等×1／10） ・災害関連支出の金額－保険金等により補塡された金額－5 万円
医療費控除	・従来の医療費控除 （支払った医療費－保険金等により補塡された金額）－（総所得金額等×5／100 又は 10 万円のいずれか少ない金額）【最高限度額 200 万円】 ・セルフメディケーション税制 （支払ったスイッチＯＴＣ医薬品の総額－保険金等により補塡された金額）－（1 万 2 千円）【最高限度額 8 万 8 千円】
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生命保険料控除	一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の別に計算した控除額の合計額（上限は 70,000 円） ●平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約分（新契約） 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の別に計算します。 【表 1】 【支払った保険料】　　【控除額】 ・12,000 円以下……全　額 ・12,000 円超え 32,000 円以下…支払った保険料×1／2＋6,000 円 ・32,000 円超え 56,000 円以下…支払った保険料×1／4＋14,000 円 ・56,000 円超え……一律 28,000 円 ●平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約分（旧契約） 一般の生命保険料、個人年金保険料の別に計算します。 【表 2】 【支払った保険料】　　【控除額】 ・15,000 円以下……全　額 ・15,000 円超え 40,000 円以下…支払った保険料×1／2＋7,500 円 ・40,000 円超え 70,000 円以下…支払った保険料×1／4＋17,500 円 ・70,000 円超え……一律 35,000 円 ●新契約、旧契約の双方で一般の生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合 ①旧契約保険料の支払額が 42,000 円以下 旧契約控除と新契約控除の合計額 ただし 28,000 円を超える場合は一律 28,000 円 ②旧契約保険料の支払額が 42,001 円以上 旧契約控除の金額

地震保険料控除	地震・旧長期損害の保険料の別に計算します。（合計限度額 25,000 円） ①地震保険料 【控除額】 支払った保険料×1／2……25,000 円（最高限度額） ②旧長期損害保険料（経過措置） （保険期間 10 年以上で満期返戻金のあるもの） 【支払った保険料】　　【控除額】 ・5,000 円以下……全額 ・5,000 円超え 15,000 円以下…支払った保険料×1／2＋2,500 円 ・15,000 円超え……10,000 円（最高限度額）
障害者控除	260,000 円（特別障害者は 300,000 円、同居特別障害者は 530,000 円）
寡婦控除	260,000 円
ひとり親控除	300,000 円
勤労学生控除	260,000 円
配偶者控除	納税者本人の所得が 900 万円以下の場合 ・一般の配偶者…330,000 円 ・70 歳以上の配偶者…380,000 円 ※ただし、納税者本人の合計所得が以下の場合、控除額は逓減します。（1 万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた額） 900 万円超 950 万円以下の場合　・一般の配偶者…220,000 円 ・70 歳以上の配偶者…260,000 円 950 万円超 1000 万円以下の場合　・一般の配偶者…110,000 円 ・70 歳以上の配偶者…130,000 円 1000 万円を超える場合は、控除額はありません。
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者の場合 ・配偶者の前年の合計所得金額が 48 万超 100 万円以下の場合 …330,000 円 ・配偶者の前年の合計所得金額が 100 万超 130 万円以下の場合 38 万円－【配偶者の前年の合計所得金額－93 万 1 円】 【　】内の計算で求めた金額が、5 万円の整数倍の金額から 3 万円を控除した金額でないときは、5 万円の整数倍の金額から 3 万円を控除した金額で、当該計算で求めた金額に満たないもののうち最も多い金額とします。 ・配偶者の前年の合計所得金額が 130 万超 133 万円以下…3 万円 ※ただし、納税者本人の合計所得が次の場合、控除額は逓減します。（1 万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた額） 900 万円超 950 万円以下の場合　・・・控除額×2／3 950 万円超 1000 万円以下の場合　・・・控除額×1／3 1000 万円超の場合・・・適用なし
扶養控除	・扶養親族（16 歳～18 歳・23 歳～69 歳）…330,000 円 ・特定扶養親族（19 歳～22 歳）…450,000 円 ・老人扶養親族（70 歳）…380,000 円 ・同居老親等扶養親族…450,000 円
基礎控除	納税者本人の合計所得 ・2400 万円以下　・・・430,000 円 ・2400 万円超、2450 万円以下　・・・290,000 円 ・2450 万円超、2500 万円以下　・・・150,000 円 ・2500 万円超　・・・適用なし

●税率

課税される所得金額	市民税　6%	県民税　4%

（例）課税所得金額が 230 万円の場合は、次の税額となります。

市民税　230 万円×６％＝138,000 円……市民税所得割額

県民税　230 万円×４％＝92,000 円……県民税所得割額

●税額控除

税率を適用して算出した税額から次のとおり控除します。

（1）外国の所得税等を課された場合は、法令に定める額を控除します。

（2）配当控除額は、利益の配当等に係る配当所得については配当所得の市民税は 1.6%、県民税は 1.2%、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については配当所得の市民税は 0.8%、県民税は 0.6%です。ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得のうち一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については配当所得の市民税は 0.4%、県民税は 0.3%になります。

なお、課税総所得金額等が 1,000 万円を超える場合は、　1,000 万円を超える部分の配当控除率は、それぞれの配当控除率の２分の１になります。

（3）寄附金控除は、平成 21 年度から、所得控除から税額控除に変更となっています。

●申告について

個人の住民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっていますが、適正に課税するために、納税者から住民税の申告書を提出していただくことになっています。

（1）申告をしていただく方

賦課期日（１月１日）に市内に住んでいる方は、毎年３月 15 日までに前年の収入を申告することになっています。ただし、前年中に給与所得又は公的年金等に係る収入のみで、勤め先から給与支払報告又は日本年金機構等から公的年金等支払報告がなされている方（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等を受ける方は除きます。）と、所得税の確定申告書を提出した方は、必要ありません。

（2）申告書の提出先

納税者の１月１日現在における住所地の市町村です。

●納税について

市民税は県民税と併せて納税することとされていますが、普通徴収と特別徴収の２つの方法があります。

（1）普通徴収

事業所得者などの市民税は、申告に基づき計算された税額を、納税通知書によって、各納税者が６月・８月・10月・12月の４回の納期に分けて納めます。

（2）特別徴収（給与所得）

給与所得者の市民税は、勤め先からの給与支払報告書に基づき計算された税額が勤め先を通じて各納税者に通知され、勤め先（この場合、特別徴収義務者といいます。）が６月から翌年の５月まで年 12 回に分けて毎月給与支払の際に天引きして納税者に代わって納めます。

（3）特別徴収（公的年金所得）

平成 21 年度より、65 歳以上の方の公的年金に係る市民税は、公的年金の支払者が、平成 21 年 10 月分からの年金支払の際に年金から天引きして納税者に代わって納めます。

〇住民税における住宅ローン控除の調整措置

対象	平成 21 年から令和４年までに入居した方（ただし特例あり）で、所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある方において、所得税から住宅借入金等特別税額控除が控除しきれなかった場合
控除額	次の①、②のうちいずれか少ない金額を個人住民税の所得割から控除 ①　所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ②　所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 97,500 円） ※　平成 26 年４月から令和３年１２月までに入居した方で、住宅等に係る消費税率が 8%（又は 10%）の場合は、所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 136,500 円）になります。
控除期間	〇令和元年１０月１日～令和４年１２月３１日に居住開始の場合（ただし特例あり）で、特別特定取得に該当する場合は最長１３年 〇上記以外の場合は最長 10 年

※なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得した家屋への入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合には、代わりの要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置が受けられます。

〇寄附金税額控除

<table>
<tr><td colspan="2">控除対象となる
寄附金</td><td>・特例控除対象の地方公共団体（都道府県・市区町村）＝ふるさと納税
・上記以外の地方公共団体（都道府県・市区町村）
・住所地の共同募金会
・住所地の日本赤十字社の支部
・都道府県又は市区町村が条例により指定した団体</td></tr>
<tr><td colspan="2">控除方法</td><td>税額控除方式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">控
除
額</td><td>特例控除対象の
地方公共団体
以外への寄附金</td><td>【適用対象寄附金－2 千円】×10%</td></tr>
<tr><td>特例控除対象の
地方公共団体
への寄附金
（ふるさと納税）</td><td>次の①基本控除と②特例控除の合計額が税額控除になります。ただし、②の特例控除は、個人住民税の所得割額の 20%を限度とします。

①【適用対象寄附金－2 千円】×10%
②【適用対象寄附金－2 千円】×【90%－所得税率×1.021（※）】

※平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税率（2.1%）を加算しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">控除対象限度額</td><td>総所得金額等の 30%</td></tr>
</table>

※なお、令和 3 年度又は 4 年度の課税において、新型コロナウイルス感染症の影響により中止等された文化庁・スポーツ庁が指定した文化芸術・スポーツイベントのチケットの払戻しを受けない場合には、その金額分を「寄附」とみなし、個人住民税の税額控除の対象とします。